

議案第43号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する
法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のように定めるものとする。

平成26年9月2日提出

愛西市長 日永貴章

提案理由

この案を提出するのは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関
係条例を改正する必要があるからである。

愛西市条例第21号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(愛西市税条例の一部改正)

第1条 愛西市税条例(平成17年愛西市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第51条第1項第2号及び第89条第1項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(愛西市手数料条例の一部改正)

第2条 愛西市手数料条例(平成17年愛西市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(愛西市子ども医療費支給条例の一部改正)

第3条 愛西市子ども医療費支給条例(平成17年愛西市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項第2号及び第3条第2項第2号中「愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例」を「愛西市母子・父子家庭医療費支給条例」に改める。

(愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第4条 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年愛西市条例第99号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例

第2条第1項中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改め、同項第1号中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養している者（以下「父子家庭の父」という。）

第2条第2項第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第3条第1項中「母子家庭等医療費の」を「母子・父子家庭医療費の」に、「母子家庭等医療費受給者証」を「母子・父子家庭医療費受給者証」に改め、同条第2項中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条第1項及び第2条の2の規定にかかわらず、受給資格者としなない。（愛西市障害者医療費支給条例の一部改正）

第5条 愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の

規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

(愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正)

第6条 愛西市精神障害者医療費支給条例(平成17年愛西市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

(愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例の一部改正)

第8条 愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例(平成17年愛西市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第8条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。